

公の施設に係る指定管理者の選考について

施設名	滋賀県醒井養鱒場	
所管課	農政水産部水産課	
現行指定管理者	滋賀県漁業協同組合連合会	
設置年月	明治11年（明治18年に民間に払い下げ、昭和4年に県営に復帰）	
所在地	米原市上丹生	
設置目的	養鱒についての調査および技術の普及指導を行うほか、養鱒技術の向上と水産業の振興を図るとともに、一般の観覧に供する施設として設置。	
施設概要	■総面積 19ha（周辺山林含む） ■主な施設 ・本館（さかな学習館） ・休憩所 ・採卵場 ・ふ化場 ・餌付け池 ・飼育池および試験池 等 ■年間利用者数 60,783人（令和6年度） 42,766人（令和5年度）	
管理経費(令7見込額)		39,560千円
財源内訳	利用料金収入(令7見込額)	16,500千円
	指定管理料(令7予算額)	23,060千円
	その他収入(令7見込額)	0千円
指定管理者 制度選考方針	経過	平成25年度から公募により指定管理者を選定し、指定管理者による運営を行っている。なお、初回は3年、平成28年度以降は5年ごとに更新を行っている。
	方針	観覧事業、研修事業、マス類の生産および譲渡に関する業務を指定管理業務とする。 マス類の種苗生育ノウハウを持つ事業者が管理運営を行うことにより、河川漁業や養殖漁業への種苗供給機能の維持および県民サービスの向上を図る。 サービス提供の継続と安定を図るとともに、新しい民間の知見を得る機会を確保するため、指定管理期間は5年とする。
	募集方法	公募
	指定単位	一括
	指定期間	5年間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）
備考		